

# 丙第362号証

原規規発第 1812124 号  
平成 30 年 12 月 12 日

関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 7 条第  
1 項の規定に基づく報告の徴収について

平成 30 年 11 月 21 日に開催された原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）において、「大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について」に基づき、京都市越畑<sup>こしかた</sup>地点の大山生竹テフラ（以下「DNP」という。）の降灰層厚は 25 cm 程度であること、また DNP の噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回る 10 km<sup>3</sup> 以上と考えられると認定した。

貴社の高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所に関する原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性があると考えられることから、当委員会は、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、平成 31 年 3 月 31 日までに報告することを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面により当委員会に対して審査請求をすることができる。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

記

1. 越畑地点等の7地点における下表のDNPの降灰層厚に基づくDNPの噴出規模

評価地点	降灰層厚	備考
だいせんいけ 大山池	200cm	関西電力の報告（平成30年3月1日報告資料；調査結果）
かみさいばら いしごし 上斎原(石越)	100cm	原子力規制庁の確認（岡田・石賀（2000）の第11図の柱状図から層厚を読み取り）
かみさいばら なかつこう 上斎原(中津河)	150cm	原子力規制庁の確認（岡田・石賀（2000）の第11図の柱状図から層厚を読み取り）
とろかわやま 瀨川山	10～15cm	関西電力の報告（平成30年3月1日報告資料；調査結果）
こしはた 越畑	25cm	原子力規制庁の確認（平成30年10月29日現地調査結果）
すいげつこ 水月湖	なし	関西電力の報告（平成30年10月5日報告資料；Albert et al.(2018)に記載されている内容を採用）
びわこたかしまおき 琵琶湖高島沖	5cm	関西電力の報告（平成30年10月5日報告資料；長橋ほか（2004）に記載されている数字を採用）

なお、上記7地点の降灰層厚に基づく評価のほか、それ以外の地点の降灰層厚も考慮に入れた評価を併せて提出することは妨げない。

2. 上記1. の評価結果を踏まえた、不確かさケースも含め既許可\*の原子炉設置変更許可申請書と同一の方法による大山火山の降下火砕物シミュレーションに基づく原子力発電所（高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所）ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚

※高浜発電所：平成27年2月12日付け原規規発第1502121号  
大飯発電所：平成29年5月24日付け原規規発第1705242号  
美浜発電所：平成28年10月5日付け原規規発第16100514号

以上